

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の 一部を改正する省令案の概要

※以下「法」とは、改正法による改正後の土壤汚染対策法をいい、「現行規則」とは、現行の土壤汚染対策法施行規則をいう。

※以下において使用する用語は、土壤汚染対策法において使用する用語の例による。

※内容の変更を伴う改正を行わない項目については、記載していない（法改正に伴う用語の整理や、条ずれ対応等技術的修正は、別途行うものとする。）。

1. 指定調査機関の指定（法第29条関係）

（1）指定の申請

指定を受けようとする者は、所定の様式による申請書を環境大臣に提出することとし、申請書には、添付書類を添付することとする。

○申請書記載事項

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所の名称及び所在地
- ・土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県

○添付書類

- ・申請者が法第30条各号の規定に該当しないことを説明した書類（誓約書）
- ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ・申請の日に属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書
- ・規則第2条第1項第2号に規定する土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していることを証する書類
- ・技術管理者として設置される者の氏名及び技術管理者証番号を示した書類
- ・事業所ごとの技術管理者の設置状況を示した書類
- ・申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴、法人の種類に応じた構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
- ・法第31条第2号及び第3号に適合することを説明した書類

（2）指定証の交付

環境大臣は、法第3条第1項の指定をしたときは、所定の様式による指定証を交付する。

○指定証の記載事項

- ・指定された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・指定年月日
- ・指定番号
- ・指定の有効期限

（3）指定証の書換え、再交付及び返納

①指定調査機関は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく、その旨を記載した申請書に指定証を添えて、環境大臣に提出し、その書換えを受けることとする。

②指定調査機関は、指定証を破り、汚し、又は失ったときは、環境大臣に指定証の再

交付を申請することができるここととする。
③指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を廃止したとき、又は指定を取り消されたときは、遅滞なく、指定証を環境大臣に返納することとする。

2. 指定の基準（法第31条関係）

法第31条第1号の環境省令で定める基準であって、技術的能力に係るものは、次のいずれにも該当することとする。

- ・技術管理者証の交付を受けた者を置いていること。
- ・前号に掲げる者を土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督に当たらせることとしていること。
- ・前号の監督の業務を行うことにより土壤汚染状況調査等が適確かつ円滑に遂行されるよう、第1号に掲げる者が適切に配置されていること。

3. 技術管理者（法第33条関係）

（1）技術管理者の基準

法第33条の環境省令で定める基準は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- ①技術管理者試験に合格したこと。
- ②次のいずれかに該当すること。

- イ 土壤の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有する者
- ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者
- ハ 土壤の汚染の状況の調査に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

- ③次のいずれにも該当しないこと。

- イ 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ロ 法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

（2）技術管理者試験

①試験の施行及び公告

環境大臣は、技術管理者試験を行う期日及び場所並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、公示することとする。

②試験の内容

土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染状況調査等の業務を「適確かつ円滑に遂行する」ための能力として、法の正確な理解や法に基づく調査方法についての知識の有無を問うものに加え、地質学や化学に対する理解や、汚染をより確実に発見するために必要な現場経験から培われる知識の有無を問うものとする。その他、環境問題全般に関する基礎知識も併せて確認することとする。

③受験の申請

技術管理者試験を受けようとする者は、所定の様式による受験申請書に写真を添えて、これを環境大臣に提出することとする。

○申請書記載事項

- ・氏名、生年月日
- ・住所

○添付書類

- ・写真

④合格証書の交付、再交付及び返納

- イ 環境大臣は、技術管理者試験に合格した者に所定の様式の合格証書を交付することとする。
- ロ 合格証書の交付を受けた者は、合格証書を破り、汚し、又は失ったときは、環境大臣に合格証書の再交付を申請することができるることとする。
- ハ 技術管理者試験に関して不正の行為により、試験を無効とされた者は、合格証書を直ちに環境大臣に返納しなければならない。

(3) 技術管理者証

①技術管理者証の交付

- イ 技術管理者証は、法第33条の環境省令で定める基準に適合する者に対し、環境大臣が交付する。ただし、技術管理者証の交付の申請は、申請者が技術管理者試験を受けた日から3年以内に行わなければならないこととする。
- ロ 技術管理者証の有効期間は、5年とする。
- ハ 技術管理者証の様式は、所定の様式とする。
- ニ 技術管理者証の交付を受けようとする者は、所定の様式による申請書を環境大臣に提出することとし、申請書には、添付書類を添付することとする。

○申請書記載事項

- ・氏名、住所及び本籍
- ・合格証書番号

○添付書類

- ・戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面
- ・技術管理者試験の合格証書
- ・(1) ②イ、ロ又はハのいずれかに該当することを証する書類
- ・(1) ③イ及びロのいずれにも該当しないことを説明した書類（誓約書）

②技術管理者証の書換え、再交付及び返納

- イ 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を記載した申請書に技術管理者証を添えて、環境大臣に提出し、その書換えを受けることとする。
- ロ 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、環境大臣に技術管理者証の再交付を申請することができるることとする。
- ハ 技術管理者証の交付を受けている者が、土壤汚染状況調査等に関し不正の行為を行ったと認めるとき、又は技術管理者証の有効期限に至ったときは、5日以内に、当該技術管理者証を環境大臣に返納しなければならないこととする。
- ニ 技術管理者証の交付を受けている者が死亡したときは、その届出義務者は、1月以内に、環境大臣に当該技術管理者証を返納しなければならないこととする。

③技術管理者証の更新

- イ 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有

効期間が満了する日までの間に、講習を受け、所定の様式による申請書に当該講習の受講を証する書類を添えて、これを環境大臣に提出することとする。

ロ 技術管理者証の更新は、更新申請者が現に有する技術管理者証と引換えに新たな技術管理者証を交付して行うものとする。

(4) 経過措置

旧法における土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第2条第2項各号のいずれかに該当する者は、第3回技術管理者試験の合格者が決定されるまでの間、(1)の技術管理者の基準のうち①を適用しないこととし、同基準の③を満たすことにより、環境大臣に対し、技術管理者証の交付を申請することができるとしている。なお、当該交付の申請を行おうとする者は、改正省令の施行前においても、(3)①の規定の例により、その申請を行うことができるとしている。

4. 変更の届出（法第35条関係）

法第35条の届出は、所定の様式による届出書を提出して行うものとする。

○届出義務の対象となる事項

- ・事業所の名称又は所在地
- ・指定調査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・技術管理者として設置される者の氏名及び技術管理者証番号
- ・事業所ごとの技術管理者の設置状況
- ・土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県
- ・法人である場合は、役員の氏名、法人の種類に応じた構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成員の構成割合

5. 業務規程の届出（法第37条関係）

法第37条第2項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

○業務規程記載事項

- ・土壤汚染状況調査等を行う事業所の所在地
- ・土壤汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項
- ・技術管理者の配置に関する事項
- ・土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県
- ・法第31条第2号の基準（役員等の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼさないこと）に適合するために遵守すべき事項
- ・法第31条第3号の基準（調査が不公正にならないための実施体制に関する事項）に適合するために遵守すべき事項
- ・業務実施手順に係る事項
- ・品質管理のための方針及び組織に係る事項
- ・人材育成に係る事項

6. 帳簿の備付け等（法第38条関係）

(1) 帳簿の記載事項

法第38条の土壤汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令で定めるものは、次のとおりとする。

- ・土壤汚染状況調査等の業務の発注者の氏名又は名称及び住所

- ・土壤汚染状況調査等の方法、結果及び報告期日
- ・土壤汚染状況調査等について監督を行った技術管理者の氏名及び技術管理者証番号
- ・技術管理者の監督の状況の記録

(2) 帳簿の保存期間

法第38条に規定する帳簿は、当該調査の結果を都道府県知事に報告した日から10年間保存することとする。

7. 手数料の納付

次に掲げる者は、手数料を納付しなければならないこととする。

- ・指定調査機関の指定を受けようとする者
- ・指定調査機関の指定の更新を受けようとする者
- ・指定証の書換え又は再交付を受けようとする者
- ・技術管理者試験を受けようとする者
- ・技術管理者証の交付を受けようとする者
- ・技術管理者証の更新、書換え又は再交付を受けようとする者